

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年4月17日開催 全国地方銀行協会／

令和6年4月18日開催 第二地方銀行協会]

## 1. 金融政策の枠組みの見直しを踏まえた対応

- 金融機関にとって、政策金利の引上げは、言うまでもなく経営環境の大きな変化である。各金融機関においては、こうした環境変化を見据え、昨年来、様々な準備、対応を進めてきたものと承知しているが、今一度自行の経営戦略やリスクテイク方針等を振り返っていただき、必要な対応を取っていただきたい。
- また、政策金利の引上げは、顧客にも様々な影響を及ぼす。既に多くの金融機関では、預金金利の引上げを決定しているところだが、預金者は利息収入の増加の恩恵を受け一方で、仮に、貸出金利が上昇することになれば、借り手の返済負担は増加することになる。金融庁としても、金融政策の枠組みの見直しを踏まえた各金融機関の対応と、それによる中小企業や住宅ローンの利用者等への影響について、今後とも注視していく。
- 各行においては、貸出金利の引上げに際しては、顧客企業に対し、十分に説明、協議を行っていただくとともに、個々の借り手の状況を踏まえ、必要に応じて適切な返済計画のアドバイスを行っていただきたい。
- 住宅ローンについては、それを借り入れる個人にとって非常に大きな金額であり、変動金利の内容やリスクを適切に理解することが極めて重要と考えている。ローン契約に当たっては、その内容や、金利変動リスク等について、利用者への適切な情報提供と十分な説明を行っていただきたい。

## 2. 顧客本位の業務運営のあり方と金融経済教育の充実

- 4月3日に、外貨建一時払保険や仕組預金の販売・管理態勢等について、2023事務年度上半期における「顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果」を中間報告として公表した。
- 各金融機関において、本中間報告も参考としつつ、改めて、単に顧客の表面的なニーズへの対応をもって「顧客本位」であると解することなく、顧客一人ひとりの知識・経験等に照らして最もふさわしい金融商品を、顧客が理解できるようわかりやすく説明し、販売できているかといった基本に立ち返

り、「顧客本位の業務運営」を更に進展させるべく取り組んでいただきたい。

- また、顧客本位の良質な金融サービスの提供を確保する観点からは、金融機関における取組みとともに、国民の金融リテラシーの向上を図ることも重要であると考えている。こうした観点から、先般成立した改正金サ法（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）に基づき、4月5日に、金融経済教育推進機構を設立した。貴協会におかれては、ここに至るまで大変なご協力をいただき、心から感謝申し上げます。
- 今後、同機構を中心に、地域間格差を生まないよう広範かつ抜本的に金融経済教育を拡充させるとともに、金融トラブルの未然防止や、万が一金融トラブルに巻き込まれた際の対応策等も含め、幅広い分野の教育を提供し、国民の金融リテラシーの向上に取り組んでまいらる。
- 例えば、職域教育の充実を図る観点から、取引先企業に機構の活動を周知し繋いでいただくなど、機構との連携を図っていただきたいと考えている。こうした取組みは、取引先企業の企業価値向上にも資するものなので、ご協力のほどよろしくお願ひしたい。

### 3. 事業者支援

- コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、4月には、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済開始の最後のピークを迎えており、債務が膨らんだ事業者に対する、資金繰り支援にとどまらない、早期の経営改善・事業再生支援等の必要性が高まっている。
- こうした中、経済産業省・財務省と連名で、3月8日に「再生支援の総合的対策」を策定・公表し、金融機関等による再生支援などを一層促すための施策をとりまとめた。また、4月1日からは、監督上の着眼点として、金融機関に対し、一歩先を見据えた早め早めの対応を求めることを盛り込んだ改正監督指針の適用を開始している。
- 各金融機関におかれては、これまでも事業者支援に多大なご尽力をいただいているところではあるが、これらの施策を踏まえた対応について、営業現場の第一線まで周知し、浸透させるとともに、引き続き、事業者に対するきめ細かな支援の徹底をよろしくお願ひしたい。

### 4. 経営改革

- 地域銀行による持続可能なビジネスモデルの確立に向け、政府としては、これまで様々な環境整備を行ってきた。そうしたものの中には、制度の期限

が設けられているものもある。例えば、合併・経営統合に係る資金交付制度については、期限が2年後（2026年3月末）に迫っているが、各金融機関においては、こうした制度の期限も念頭に置きながら、これまで以上に時間軸を意識していただき、果敢な経営判断を行い、経営改革を進めていただきたい。

（注）地域銀行の合併について独禁法を適用除外とする、独禁法特例法の期限については最長で2030年11月27日までとなっている。

- また、経営改革を進めていく上では、ガバナンスと人的資本が重要である。金融庁・財務局では、取締役会・株主によるガバナンスの発揮状況や、人的投資・人材育成の取組状況について、一部の銀行と対話を実施した。
- 各行とも、それぞれの実情に応じた様々な取組みがなされていることが確認できた一方で、社外取締役や行員からは、例えば、女性の取締役・管理職の選任・育成や、経営陣による現場の実態把握などについて、課題を指摘する声もあった。
- 各金融機関においては、各種施策に対する行内の受け止めや評価をしっかりと汲み取っていただきながら、ガバナンス・人的資本に関する取組みを進めていただきたい。

## 5. 顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（中間報告）

- 4月3日に、「顧客本位の業務運営に関するモニタリング結果（中間報告）」を公表した。
- 2023事務年度は、外貨建一時払保険、仕組預金、仕組債、外貨建債券、といった幅広いリスク性金融商品の販売状況を着眼点として、検証・対話を実施しているが、この中間報告では、外貨建一時払保険と仕組預金の検証結果を取り上げている。
- 外貨建一時払保険における態勢面の課題については、2月の意見交換会でも申し上げたため、詳細は省略するが、同保険は長期運用前提で組成されているにもかかわらず、4年間で6割の解約等が発生している他、解約等に伴い発生する費用が利幅を低下させている状況が窺える。  
特に、ターゲット型保険のほとんどが、目標値に到達すると解約され、同時に同一商品を同一顧客に販売する乗換販売（顧客にとっては、販売手数料等を二重支払い）が多数発生している。販売会社（銀行等）と組成会社（保険会社）との間で連携を強化し、目標値到達前に目標値の変更（引き上げ）も含めて顧客意向を確認するなど、商品販売後も丁寧にフォローアップしていただきたい。

- また、仕組預金（外貨償還特約付預金）については、検証を行った商品の多くでトータルリターンがマイナスとなっているものの、実質的な議論なく導入が判断されているほか、リスク特性を理解していない懸念がある知識・投資経験が乏しい顧客にも販売されている状況にある。
- 経営陣においては、中間報告を確認頂き、リーダーシップを発揮して、顧客本位の業務運営の確保に向けた取組みについて改善を進めて頂きたい。  
（注）最終報告は、6月末目途に公表予定。

（地銀協のみ）

## 6. 基幹インフラ制度の運用開始

- 5月17日、経済安全保障推進法における「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）」の運用開始を予定しており、それに向けて、3月15日、金融分野におけるQ&A※の更新版を公表した。
  - ※ 正式名称は「金融分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」。昨年11月に第1弾を公表。
  - ※ 内閣府から作成を求められた質問のほか、事前相談において、対象金融機関から多く寄せられた質問に対する考え方を示したものであり、例えば、届出対象となる特定重要設備の導入に該当する事例（システム統合やプログラムの言語変更等）や、重要維持管理等の委託において届出不要となる事例（本番環境へのアクセス権限なし）を掲載。
- 金融庁においては、対象事業者を含む関係事業者等との恒常的な意思疎通を行うことを目的に、「相談窓口」を設置し、事前相談を受け付けている。届出対象となる「特定重要設備の導入」や「重要維持管理等の委託」に該当するかどうかの判断に迷われる場合等、制度の解釈や運用に疑問が生じた場合は、前広にご相談いただくようお願いしたい。
- 金融庁としては、円滑な制度開始に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続きご協力いただきたい。

## 7. マネロン等対策に係る態勢整備結果の報告及び実態調査

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」については、2021年4月の要請から3年が経過し、3月末に対処期限を迎えたところ。
- こうした3年間の態勢整備状況については、「対応結果の報告」として、今月末を期限に報告を求めているところであり、マネロンガイドライン、同FAQ等に基づき、経営陣のリーダーシップの下でしっかりと自己点検を行った上で、忠実かつ詳細に報告いただきたい。

- また、本報告とは別に、マネロン等リスクの把握のため、各金融機関の取引データ等の報告を業法に基づき、年次でお願いしているところであり、2024年も、3月28日付で報告様式を送付したので、5月末までの提出をお願いしたい。金融庁としては、報告されたデータ等を集計・分析し、各金融機関等のマネロン等リスクに応じた検査・モニタリングを実施していきたい。

## 8. 経営者保証改革プログラムの進捗状況について

- 2023年4月の意見交換会において、2023年3月以前に締結した根保証契約については、保証人に対し、改正した監督指針に基づき、保証契約の必要性等の説明を早期に行っていただくよう、お願いをした。しかしながら、一部の金融機関にヒアリングしたところ、途中経過ではあるものの、対応が未了、又は対応していないと回答した金融機関が一定数見受けられた。
- 現時点において対応が完了していない金融機関においては、早急に対応していただきたい。また、「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の策定・公表を行っていない金融機関においても、早期に経営陣を交え議論を行っていただき、公表をお願いしたい。
- 金融庁としても、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取組を促す観点から、こうした取組の進捗状況については、引き続き、フォローアップする。

## 9. 地域金融機関の事業者支援能力向上を後押しする取組について

- 地域金融機関が、地域経済の持続的成長に向けて、継続的に事業者支援を進めていくためには、金融機関自身の事業者支援能力の一層の強化に取り組んでいただくことが重要と考える。
- 金融庁では、こうした地域金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、2023年度には、
  - ① AI技術を活用した経営改善支援の効率化
  - ② 業種別支援の着眼点の拡充や普及促進に向けた委託事業（2件）を実施した。各委託事業でとりまとめた結果については、3月29日（金）にウェブサイトにて公表したところ。
- 加えて、REVICにおいて、これまでの事業再生支援に関する業務でのノウハウ等を集約し、

- ① 地域金融機関による事業再生支援に資する手引きを作成し、3月25日（月）に公表するとともに、
- ② 地域金融機関の役職員を対象とした実践力を身に付けるための研修を実施し、各金融機関から多数の参加を頂いただいたところ。

本研修については2024年度も実施することとしており、7月から12月にかけて、2日間の集合研修を東京・大阪にて順次開催予定で、今後、開催案内をさせていただきます。2023年度に続き本研修への積極的な職員の派遣をお願いしたい。

- 各金融機関におかれては、こうした成果物や研修も活用しながら、引き続き事業者支援に積極的に取り組んでいただきたい。

（参考1）金融庁ウェブサイト公表ページ

「AI 技術を活用した経営改善支援の効率化」:

<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20240329/20240329.html>

「業種別支援の着眼点の拡充や普及促進」:

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240329.html>

（参考2）REVIC ウェブサイト公表ページ

「金融機関向け事業再生支援高度化の手引き」の公表について

<https://www.revic.co.jp/>

## 10. 地域金融機関による人材マッチングについて

- 各金融機関におかれては、日頃より「REVICareer（レビキャリア）」を活用した人材マッチングに尽力いただき感謝。
- 令和5年度のレビキャリアの実績について申し上げますと、大企業人材の登録者数は1,331人増加し累計2,889人、求人件数は505件増加し累計1,874件、マッチング件数についても55件増加して累計72件となり、大きな飛躍を遂げた1年となった。引き続き、マッチングの増加に向けて、レビキャリアの積極的な活用をお願いしたい。

## 11. 金融庁業務支援統合システムの利用継続について

- 金融庁業務支援統合システムについては、現在、後継となる金融モニタリングシステム「FIMOS」(Financial Monitoring System)の開発を進めており、2024年5月7日からの稼働を予定しているとお伝えしていたところ。
- 足もとで、システムの修正作業に時間を要している中、決算期における金融機関等の利用環境に万全を期す観点から、当面現行システムの利用を継続

し、計表提出等については現行の金融庁業務支援統合システムで受け付けることとしたい。

FIMOS への切り替え時期については6月以降を予定しており、FIMOS 利用開始1ヵ月程度前を目途に改めて連絡する。

## 12. 東日本大震災事業者再生支援機構との連携について

- 3月19日、政府において「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定され、その中で、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、引き続き、「機構による二重ローン対策については、同機構の効率的な運営を徹底しつつ、販路開拓等のソリューション提供も含めた様々なサービス提供を強化し、第1期復興・創生期間の終了までに支援決定した事業者の再生に全力で取り組む。」こととされた。
- また、震災から13年を経て、今後、当機構の事業再生計画期間（支援決定から最長15年）の終了する案件が多く発生することが見込まれ、支援決定時に支援を表明した金融機関の関与がこれまで以上に期待される。
- これを受け、被災事業者の再生支援を一層促進するため、協会に対し、4月12日付けで要請文を発出した。関係する金融機関におかれては、当該要請文の趣旨を踏まえ、当機構と十分な連携を図り、機構の支援完了に向けた必要な支援をお願いしたい。

## 13. 中堅・中小企業等のDX支援の在り方に関するガイダンス

- 3月27日、経済産業省は、地域の支援機関（地域金融機関・ITベンダー等）を通じた中堅・中小企業等に対するDX支援の在り方を整理した「DX支援ガイダンスーデジタル化から始める中堅・中小企業等の伴走支援アプローチ」を同省ウェブサイトにおいて公表。
- 各金融機関におかれては、本ガイダンスも参考にしながら、引き続き、地域企業のDX支援に取り組んでいただけると幸い。

（注）経済産業省ウェブサイト公表ページ

<https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240327005/20240327005.html>

## 14. 保護観察対象者等の口座開設支援について

- 2023年3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画を踏まえ、暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、法務省及び警察庁等と連携し

て預貯金口座の開設支援策の検討を行ってきた。

- 今般、法務省に登録されている協力雇用主の下で就労し、責任ある社会の一員として社会復帰を目指す保護観察対象者等が、就労先から給与を受け取るための預貯金口座開設を申し込んだ場合において、過去に犯罪をしたことや非行のあったことのみを理由として排除されることがないように、保護観察対象者等の預貯金口座の開設に向けた支援を行うよう、金融庁からも、2024年3月26日、各業界団体に対し「保護観察対象者等の口座開設支援について」について周知依頼した。
- 各金融機関においては、法務省が行う本支援の内容を周知していただくとともに、保護観察対象者等の預貯金口座の開設につき、本支援の趣旨を踏まえた判断がなされるようよろしくお願いしたい。なお、暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進させるため、2022年2月に「暴力団離脱者の口座開設支援について」を要請しているところ、各金融機関においては、改めて同支援の内容も周知・徹底していただくようよろしくお願いしたい。

(参考) 第二次再犯防止推進計画(抄)(2023年3月17日閣議決定)

### Ⅲ 今後取り組んでいく施策

#### 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

##### 1. 特性に応じた効果的な指導の実施等

##### (2) 具体的施策

##### ② 特性に応じた指導等の充実

##### iii 暴力団からの離脱、社会復帰に向けた指導等【施策番号55】

警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センター等と矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団員に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。

また、警察庁、法務省等の関係省庁は連携の上、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者等の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や預貯金口座の開設支援などの社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実を図る。【警察庁、金融庁、法務省】

## 15. 持続的な賃上げを実現するための「パートナーシップ構築宣言」に係る周知について

- サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、発注者が下請企業との共存共栄を宣言するいわゆる「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を政府全体で推進してきたところ。
- 今般、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定や下



請中小企業振興法に基づく「振興基準」の改正を受けて、「パートナーシップ構築宣言」のひな形が改正されたことを踏まえ、4月15日付で、各業界団体を通して、本宣言の周知等を行った。

- 既に宣言していただいている金融機関においては、「パートナーシップ構築宣言」の更新及び実行を、まだ宣言されていない金融機関においては、新しいひな形での宣言の検討をお願いしたい。
- なお、サプライチェーン全体で見れば、金融機関の顧客である各事業者においては、その取引先から労務費等が転嫁されること等に対応するための資金需要が高まることも考えられるところ。
- こうした状況もふまえ、各金融機関においては、事業者に最大限寄り添ったきめ細やかな支援を引き続き徹底いただくようお願いしたい。

#### 16. 特殊詐欺捜査に係る都道府県警察との協力体制の構築について

- 令和5年中の特殊詐欺被害全体の認知件数は19,033件（前年比+1,463件）、被害額は441.2億円（同+70.4億円）となっており、還付金詐欺を含めた振込型特殊詐欺（※）においても認知件数、被害額ともに前年に比べ増加している。  
（※）振込型特殊詐欺は、「還付金詐欺、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、金融商品詐欺」が大半を占める。
- 警察庁や各都道府県警から協力体制の構築について相談があった場合には、積極的にご協力いただくようお願いしたい。

#### 17. 国連安保理決議の着実な履行について（北朝鮮関連）

- 3月20日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、令和5年7月から令和6年1月にかけての国連加盟国による北朝鮮制裁の履行状況等の調査結果と国連加盟国への勧告を含む最終報告書を公表した。
- 同報告書では、
  - ・ 北朝鮮が暗号資産関連企業等へのサイバー攻撃を継続し、外貨の獲得源としていること
  - ・ IT分野をはじめとして、在外北朝鮮労働者が北朝鮮による資金獲得に貢献していること
  - ・ 北朝鮮による石油精製品の不正輸入が継続していること

等の事案概要や、必ずしも制裁対象ではないが、こうした事案に関与している疑義がある会社名や個人名、船舶の名前について記載。

○ 同報告書を踏まえ、各金融機関においては、サイバーセキュリティ対策を徹底していただくとともに、安保理決議の実効性を確保していく観点から、報告書に記載のある企業や個人、船舶については、

- ・ 融資や付保などの取引が存在するか否かの確認、
- ・ 取引がある場合には、同報告書で指摘されている事案に係る当該企業・個人等への調査・ヒアリング、

などを行い、必要に応じて適切な対応を取っていただきたい。

#### 18. 「NGFS シナリオの活用方法に関する調査」の公表について

○ NGFS (Network for Greening the Financial System) シナリオは、国内外で実施されている多くの気候シナリオ分析に、直接採用或いは参照されており、気候リスク分析において重要な役割を果たしている。

○ NGFS では、2020 年 6 月に初めて気候シナリオを公表して以来、中長期的なものを含む炭素価格やエネルギー消費量といったデータをシナリオ毎に提供し、シナリオの更新や加除を行ってきた。2023 年 11 月には、第四版として、世界全体で 2050 年に GHG 排出量を正味ゼロに抑えるシナリオ (Net Zero 2050) を含む 7 つのシナリオを公表している。

○ 金融庁では、2021 年度より、気候変動関連リスクに係る NGFS シナリオに関する調査を行い、シナリオの代表的な更新点の解説を行っている。

○ 2024 年度の調査では、NGFS シナリオ第四版における重要な変数に係る更新点の解説を行った。具体的には、ポストコロナの経済回復などの要因による足元の排出量の増加と、将来の炭素除去技術の導入量が保守的に見直され、「Net Zero 2050 シナリオ」において、炭素価格 (シャドウプライス) の上昇等の移行リスクの高まりが見られた。また、物理的リスクについては、シナリオの不確実性が高く、継続的な更新の余地があるが、干ばつ、熱波、洪水、熱帯低気圧が GDP に与える影響の確率論的な推計値が国別に提供されるようになった。

○ 本調査では、さらに、委託事業者が、定量的なリスク分析に留まらない金融機関のシナリオ分析の活用事例を調査し、NGFS シナリオの活用方法を検討している。

○ 本調査が広く金融機関の経営層やリスク管理担当者に周知され、金融機関

のリスク分析の高度化が進むことを期待する。

(以 上)